

兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第16号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	1
職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	2
人事委員会訓令	
人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令	10
人事委員会告示	
職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	10

公布された法令のあらまし

- 人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）
人事委員会事務局の事務執行体制の整備を図るため、事務局の課に設置する係を班に再編するとともに、班に班長を設置する等規定の整備を行うこととした。
- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第3号）
行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

兵庫県人事委員会
委員長 青山善敬

兵庫県人事委員会規則第2号

人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局組織規則（昭和59年兵庫県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第2条中「係を」を「班を」に改め、同条の表を次のように改める。

課名	班名
総務課	総務審査班
職員課	任用班 給与班

第6条（見出しを含む。）及び第7条第2項中「係」を「班」に改める。

第8条の表課長の項及び係長の項を次のように改める。

課長	課	課の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。
班長	班	課の事務のうち、班の事務を管理し、又は担当事務を処理する。

第9条の表参事の項を次のように改める。

参事	事務局又は課	特殊の事務を担当する。
----	--------	-------------

第9条の表主幹の項から付の項までを次のように改める。

主幹	課	課の事務のうち、担当事務について、上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。
係長	課	課の事務のうち、担当事務を管理し、又は処理する。
主査	課	班長、主幹その他の上司の主として困難の度が高い職務を補助する。
主任	課	班長、主幹その他の上司の職務を補助する。
付	事務局又は課	担当事務を処理する。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

兵庫県人事委員会
委員長 青山善敬

兵庫県人事委員会規則第3号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。
別表第12の6級の項から10級の項までを次のように改める。

6級	(1) 本庁の班長又は主幹の職務 (2) 地方機関の課長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と人事委員会が認める職務
7級	(1) 本庁の室長、副課長又は困難な業務を分掌する班長の職務 (2) 地方機関(県民局及び県民センターを除く。以下この表において同じ。)の副所長又は所長補佐の職務 (3) 県民局又は県民センターの副所長、室長補佐又は所長補佐の職務 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が前3号と同程度と人事委員会が認める職務
8級	(1) 本庁の課長又は困難な業務を所掌する室長の職務 (2) 地方機関の長の職務 (3) 県民局又は県民センターの室長又は所長の職務 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が前3号と同程度と人事委員会が認める職務
9級	(1) 本庁の局長の職務 (2) 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 (3) 県民局の副局長又は困難な業務を所掌する県民局若しくは県民センターの室長若しくは所長の職務 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が前3号と同程度と人事委員会が認める職務
10級	(1) 本庁の部長又は困難な業務を所掌する局長の職務 (2) 県民局長又は県民センター長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と人事委員会が認める職務

別表第17の2明石健康福祉事務所の項の次に次のように加える。

加古川土木事務所明石鉄道高架対策室

明石市中崎1丁目

1級地

別表第23の3の項中「県民局の室長、県民局の所長、県民局の参事」を「県民局及び県民センターの室長、所長、参事及び次長」に改める。

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 職員の管理職手当に関する規則(昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款を次のように改める。

知事 の事 務部 局	本庁	(1) 理事 (2) 会計管理者 (3) 部長 (4) 知事公室長 (5) 政策部長 (6) 環境部長 (7) まちづくり部長 (8) 局長(行政職10級の者に限る。) (9) 参事(行政職特10級及び10級の者に限る。) (10) 福祉監	1種
		(1) 出納局長 (2) 局長(行政職10級の者を除く。) (3) 政策調整局長 (4) ビジョン局長 (5) 県民生活局長 (6) 科学情報局長 (7) 計画参事 (8) 住宅参事 (9) 観光監 (10) 工事検査室長	2種
		(1) 参事(行政職9級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。) (2) 課長 (3) 職員相談員	3種
		(1) 室長 (2) 参事(行政職9級及び10級並びに医師・歯科医師職4級の者を除く。) (3) 不正軽油特別対策官 (4) 個人住民税特別対策官 (5) こども安全官 (6) 監察医務官 (7) 食品安全官 (8) 家畜安全官 (9) 主任広報専門員 (10) 職員健康相談員 (11) 主任技術専門員(行政職8級の者に限る。)	4種
		(1) 副課長 (2) 班長(行政職7級の者に限る。) (3) 研究参事	5種
		水産課はやたか船長	7種

地方 機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫陶芸美術館長 (2) 県民局長及び県民センター長 (3) 東京事務所長 (4) 自治研修所長 (5) 県立健康生活科学研究所長 (6) こども家庭センター所長（行政職10級の者に限る。） (7) 県立総合衛生学院長 (8) 県立工業技術センター所長 (9) 県立ものづくり大学校長 (10) 県立農林水産技術総合センター所長 (11) 県立淡路景観園芸学校校長 (12) 森林動物研究センター所長 	1種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県民局の副局長並びに県民局及び県民センターの室長（行政職9級の者に限る。）及び参事（行政職9級の者に限る。） (2) 但馬長寿の郷長 (3) 県税事務所長（行政職9級の者に限る。） (4) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職4級の者に限る。） (5) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職9級の者に限る。） (6) 土木事務所長（行政職9級の者に限る。） (7) 県立健康生活科学研究所副研究所長 (8) こども家庭センター所長（行政職9級の者に限る。） (9) 県立工業技術センター次長 (10) 県立農林水産技術総合センター次長 	2種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県民局及び県民センターの室長(行政職9級の者及び事務所の室長を除く。)、参事（行政職9級の者及び事務所の参事を除く。）及び次長 (2) 兵庫県民総合相談センター所長 (3) 兵庫陶芸美術館副館長 (4) 但馬長寿の郷の管理部長 (5) 県税事務所長（行政職9級の者を除く。） (6) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職4級の者を除く。） (7) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職9級の者を除く。） (8) 農業改良普及センター所長（行政職8級の者に限る。） (9) 但馬水産事務所長 (10) 土地改良事務所長 (11) 土地改良センター所長（行政職8級の者に限る。） (12) 土木事務所長（行政職9級の者を除く。） (13) 尼崎港管理事務所長 (14) 姫路港管理事務所長 (15) 但馬空港管理事務所長 (16) 東京事務所次長（総括次長に限る。） (17) 職員健康管理センターの所長、室長及び職員診療所長（医師・歯科医師職4級及び3級の者に限る。） (18) 広域防災センター長及び広域防災センターの消防学校長 (19) 県立健康生活科学研究所のセンター長 (20) 保健所長 (21) こども家庭センター所長（行政職10級及び9級の者を除く。） (22) 女性家庭センター所長 	3種

<ul style="list-style-type: none"> (23) 県立明石学園長 (24) 県立男女共同参画センター所長 (25) 県立総合衛生学院副学院長 (26) 食肉衛生検査センター所長 (27) 動物愛護センター所長 (28) 県立身体障害者更生相談所長 (29) 精神保健福祉センター所長及び次長 (30) 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校長 (31) 県立但馬技術大学校の副大学校長及び部長 (32) 県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校長 (33) 県立神戸高等技術専門学院長 (34) 県立障害者高等技術専門学院長 (35) 兵庫障害者職業能力開発校長 (36) 旅券事務所長 (37) 県立農林水産技術総合センターの参事、農業大学校長及び技術センター所長 (38) 家畜保健衛生所長 (39) 六甲治山事務所長 (40) 森林動物研究センター次長 (41) 県立淡路景観園芸学校副校長 	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県民総合相談センター次長 (2) 消費生活センター長及び消費生活創造センター長 (3) 農業改良普及センター所長（行政職 8 級の者を除く。） (4) 健康福祉事務所の福祉室長 (5) 土地改良センター所長（行政職 8 級の者を除く。） (6) 土木事務所の室長 (7) 参事（県民局及び県民センターの参事（事務所の参事を除く。）を除く。） (8) 東京事務所次長（総括次長を除く。） (9) 自治研修所次長 (10) 広域防災センターの部長 (11) 県立健康生活科学研究所の健康科学研究センターの副センター長及び危機管理部長並びに生活科学総合センターの副センター長及び部長 (12) 県立総合衛生学院事務部長 (13) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職 8 級の者に限る。） (14) 県立知的障害者更生相談所長 (15) 県立工業技術センター総務部長 (16) 県立ものづくり大学校企画部長 (17) 県立農林水産技術総合センター総務部長 (18) 森林動物研究センターの部長 (19) 県立淡路景観園芸学校総務部長 	4 種
<ul style="list-style-type: none"> (1) 副所長 (2) 室長補佐及び所長補佐 (3) 職員健康管理センター職員診療所長（医師・歯科医師職 4 級及び 3 級の者を除く。） (4) 広域防災センターの消防学校副校長 (5) 県立健康生活科学研究所健康科学研究センターの部長（危機管理部長を除く。） (6) 県立明石学園副園長 	5 種

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 県立総合衛生学院の事務部次長及び看護部長 (8) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職7級の者に限る。） (9) 動物愛護センターの動物管理事務所長及び支所長 (10) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）総務部次長及び工業技術支援センター所長 (11) 県立ものづくり大学の企画部次長及び姫路職業能力開発校副校長 (12) 県立但馬技術大学の部次長及び豊岡職業能力開発校副校長 (13) 県立神戸高等技術専門学院副院長 (14) 県立障害者高等技術専門学院副院長 (15) 兵庫障害者職業能力開発校副校長 (16) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、企画調整・経営支援部長、技術センターの部長、病害虫防除所長並びに但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長 (17) 森林動物研究センター業務部副部長 (18) 県立淡路景観園芸学校総務部次長 	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県立工業技術センターの室長及び部次長 (2) 県立農林水産技術総合センターの農業技術センター次長及び水産技術センター但馬水産技術センター研究主幹 	6種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県立大学附属高等学校の事務長 (2) 兵庫県立大学附属中学校の事務長 (3) 県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長 	7種

別表第1教育委員会事務局の款を次のように改める。

教育 委員 会事 務局	本庁	教育次長	2種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 参事（行政職9級の者に限る。） (2) 課長 	3種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 室長 (2) 参事（行政職9級の者を除く。） 	4種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 副課長 (2) 班長（行政職7級の者に限る。） 	5種
	地方 機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県立美術館の館長及び副館長（行政職10級の者に限る。） (2) 県立図書館長 (3) 県立歴史博物館長 (4) 県立人と自然の博物館長 (5) 県立考古博物館長 	1種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 県立南但馬自然学校長 (2) 県立但馬やまびこの郷所長 (3) 県立教育研究所長 (4) 県立コウノトリの郷公園長 	2種
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育事務所長 (2) 県立美術館副館長（行政職9級の者に限る。） (3) 県立図書館次長（行政職9級の者に限る。） (4) 県立歴史博物館次長（行政職9級の者に限る。） 	3種

	(5) 県立人と自然の博物館次長（行政職 9 級の者及び研究職 5 級の者に限る。） (6) 県立考古博物館副館長	
	(1) 県立特別支援教育センター所長（兼務者を除く。） (2) 県立南但馬自然学校副校長（行政職 8 級の者に限る。） (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職 8 級の者に限る。） (4) 県立教育研究所の部長及び参事（これらの職員のうち、兼務者を除く。） (5) 県立図書館次長 (6) 県立歴史博物館次長（行政職 8 級の者に限る。） (7) 県立人と自然の博物館次長（行政職 8 級の者に限る。） (8) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職 8 級の者に限る。） (9) 県立考古博物館の部長	4 種
	(1) 教育事務所の教育振興室長、副所長及び所長補佐 (2) 県立南但馬自然学校副校長（行政職 7 級の者に限る。） (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職 7 級の者に限る。） (4) 県立美術館館長補佐 (5) 県立図書館館長補佐 (6) 県立歴史博物館館長補佐 (7) 県立人と自然の博物館館長補佐 (8) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職 7 級の者に限る。）及び所長補佐 (9) 県立考古博物館館長補佐	5 種
	県立特別支援教育センター副所長	6 種
	(1) 県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の事務長 (2) 県立香住高等学校但州丸船長	7 種

別表第 1 議会事務局の款を次のように改める。

議会事務局	事務局長	1 種
	次長	2 種
	(1) 課長 (2) 室長	3 種
	(1) 副課長 (2) 班長（行政職 7 級の者に限る。）	5 種

別表第 1 監査委員事務局の款を次のように改める。

監査委員事務局	事務局長	1 種
	次長	2 種
	課長	3 種
	(1) 副課長 (2) 班長（行政職 7 級の者に限る。）	5 種

別表第 1 人事委員会事務局の款を次のように改める。

人事委員会事務局	事務局長	1 種
	課長	3 種

(1) 副課長 (2) 班長（行政職7級の者に限る。）	5種
--------------------------------	----

別表第1 収用委員会事務局の款を次のように改める。

収用委員会事務局	事務局長	4種
	班長（行政職7級の者に限る。）	5種

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第3条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の款第1号中「主幹 課長補佐」を「班長（行政職7級の者に限る。） 主幹」に改め、同款第2号中「秘書係長及び総務係長」を「秘書班長及び総務班長」に改め、同表知事部局の款本庁の項第1号中「主幹 研究参事 課長補佐（人事労務を担当するものに限る。）」を「班長（行政職7級の者に限る。） 主幹（人事労務を担当する者に限る。） 研究参事」に改め、同項第2号を次のように改める。

2 企画県民部企画財政局総務課、農政環境部農政企画局総務課及び県土整備部県土企画局総務課の各総務企画班長 健康福祉部社会福祉局社会福祉課及び産業労働部政策労働局産業政策課の各総務調整班長 会計課の総務・企画班長

別表知事部局の款本庁の項第3号及び第4号中「課長補佐及び係長」を「班長及び主幹」に改め、同項第5号中「管理係長」を「管理班長」に改め、同項第6号及び第7号中「係長」を「班長、主幹」に改め、同項第8号中「係長」を「班長及び主幹」に改め、同表兵庫県民総合相談センターの項及び兵庫陶芸美術館の項中「主幹」を「所長補佐」に改め、同表県立男女協働参画センターの項中「主幹」を削り、同表県民局の項中「局長」を「局長 県民センター長」に、「県民室長 県民協働室長 県民生活室長 地域政策室長 公園島推進室長」を「県民交流室長 地域振興室長 地域政策室長 次長」に、「主幹」を「室長補佐 所長補佐」に、「企画管理課長」を「総務防災課長」に改め、同表職員健康管理センターの項第1号中「主幹 健康管理課長」を「所長補佐 健康づくり課長」に改め、同表県立健康生活科学研究所の項及び保健所の項中「主幹」を「所長補佐」に改め、同表県立こどもの館の項を削り、同表子ども家庭センターの項中「主幹」を「所長補佐 総務企画課長」に改め、同表県立明石学園の項中「主幹」を「所長補佐」に改め、同表食肉衛生検査センターの項第1号中「主幹」を削り、同表動物愛護センターの項第3号中「支所長」を「支所長 所長補佐」に改め、同表県立身体障害者更正相談所の項中「副所長」を「副所長 所長補佐」に改め、同表精神保健福祉センターの項、県立工業技術センターの項第1号、同表旅券事務所の項「主幹」を「所長補佐」に改め、同表県立農林水産技術総合センターの項第1号中「主幹」を「所長補佐」に、同項第3号中「主幹」を削り、同表家畜保健衛生所の項中「主幹 総務課長」を「所長補佐 安全対策課長」に改め、同表森林動物研究センターの項中「主幹」を「所長補佐」に改め、同表教育委員会の款事務局の項本庁の目第1号中「主幹」を「班長（行政職7級の者に限る。）」に「課長補佐」を「主幹」に改め、同目第2号中「総務係長、人事係長、企画・行政係長」を「総務班長、人事班長、企画広報班長」に、「人事係の主任」を「人事班の主任」に改め、同目第3号中「財務係長及び学校管理係長」を「財務班長及び学校経理・整備班長」に改め、同目第4号中「係長」を「班長、主幹」に改め、同表教育事務所の目中「主幹」を「所長補佐」に改め、同表県立コウノトリの郷公園の項中「副園長」を「副園長 所長補佐」に改め、同表県立考古博物館の項中「主幹」を「館長補佐」に改め、同表人事委員会事務局の款及び監査委員事務局の款中「主幹 課長補佐 係長」を「班長 主幹」に改め、同表労働委員会事務局の款中「総務係長」を「総務調整班長」に改め、同表収用委員会事務局の款中「主幹」を「班長」に改める。

（職員任用に関する規則の一部改正）

第4条 職員任用に関する規則（昭和42年兵庫県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6級の項から10級の項までを次のように改める。

6級	(1) 本庁の班長又は主幹の職 (2) 地方機関の課長の職
----	----------------------------------

	(3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と人事委員会が認める職
7級	(1) 本庁の室長、副課長又は困難な業務を分掌する班長の職 (2) 地方機関（県民局及び県民センターを除く。以下この表において同じ。）の副所長又は所長補佐の職 (3) 県民局又は県民センターの副所長、室長補佐又は所長補佐の職 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が前3号と同程度と人事委員会が認める職
8級	(1) 本庁の課長又は困難な業務を所掌する室長の職 (2) 地方機関の長の職 (3) 県民局又は県民センターの室長又は所長の職 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が前3号と同程度と人事委員会が認める職
9級	(1) 本庁の局長の職 (2) 困難な業務を所掌する地方機関の長の職 (3) 県民局の副局長又は困難な業務を所掌する県民局若しくは県民センターの室長若しくは所長の職 (4) 職務の複雑、困難及び責任の度が前3号と同程度と人事委員会が認める職
10級	(1) 本庁の部長又は困難な業務を所掌する局長の職 (2) 県民局長又は県民センター長の職 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と人事委員会が認める職

別表第6の6級の項及び7級の項を次のように改める。

6級	(1) 本庁の班長又は主幹の職 (2) 地方機関の課長の職 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と人事委員会が認める職
7級	(1) 本庁の副課長又は困難な業務を分掌する班長の職 (2) 地方機関の副所長又は所長補佐の職 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と人事委員会が認める職

別表第7の6級の項及び7級の項を次のように改める。

6級	(1) 本庁の班長又は主幹の職 (2) 地方機関の課長の職 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と人事委員会が認める職
7級	(1) 本庁の副課長又は困難な業務を分掌する班長の職 (2) 地方機関の次長の職 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と人事委員会が認める職

（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正）

第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号の項第5号中「財団法人地域総合整備財団」を「一般財団法人地域総合整備財団」に改め、同項第6号中「財団法人地域創造」を「一般財団法人地域創造」に改め、同表第1条例第2条第1項第2号の項中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 公益社団法人兵庫県物産協会

(10) 公益社団法人ひょうごツーリズム協会

別表第1条例第2条第1項第3号の項第1号中「財団法人自治体国際化協会」を「一般財団法人自治体国際化協会」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 社会福祉法人恩賜財団済生会

別表第 1 備考を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

2 改正後の職員の管理職手当に関する規則別表第 1 の規定の適用については、当分の間、同表知事の事務局の款本庁の項中「班長 (行政職 7 級の者に限る。) とあるのは、 「班長 (行政職 7 級の者に限る。) 及び主幹 (人事委員会が別に定める者に限る。) 」とする。

人 事 委 員 会 訓 令

兵庫県人事委員会訓令第 1 号

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月31日

兵庫県人事委員会
委員長 青 山 善 敬

人事委員会決裁規程の一部を改正する訓令

人事委員会決裁規程 (昭和59年兵庫県人事委員会訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「主幹又は係長」を「班長又は主幹」に改め、同条第 4 号中「主幹、課長補佐又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

第 5 条第 2 項第39号中「主幹以上の職」を「行政職 7 級以上」に改める。

第10条の見出しを「 (班長等専決事項) 」に改め、同条中「主幹又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

第13条第 3 項中「緊急」を「急施」に改める。

第15条第 1 項ただし書中「主幹、課長補佐又は係長」を「班長又は主幹」に、「緊急」を「急施」に改める。

第16条第 2 項中「、主幹、課長補佐又は係長」及び「それぞれ」を削る。

第17条中「第15条」を「第14条」に、「第16条第 1 項ただし書」を「第15条第 1 項ただし書」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 3月31日

兵庫県人事委員会
委員長 青 山 善 敬

兵庫県人事委員会告示第 1 号

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する実施規程 (昭和35年兵庫県人事委員会告示第 3 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 6 条の 2 関係)

行政職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
知事の内部部局	職員	職員	主任 職員	機関長 主査	班長 船長 主幹	室長 副課長 班長	課長 室長 参事	局長 出納局長 工事検査	部長 知事公室 長	理事 会計管理 者

					生活創造活動専門員 生涯学習専門員 軽油調査専門員 統計専門員 職員健康管理専門員 企画専門員 保健指導専門員 計量専門員 渉外専門員 検査専門員 換地専門員 農地管理専門員 環境創造型農業専門員 森づくり専門員 林業専門技術員 水産業専門技術員 技術専門員 会計審査・指導専門員 工事検査専門員 青少年指導専門員 児童指導専門員 文化専門員 専門技術員 機関長	副隊長 主任生活創造活動専門員 主任生涯学習専門員 主任軽油調査専門員 主任統計専門員 主任統計専門員 主任計量専門員 主任渉外専門員 主任換地専門員 主任農地管理専門員 主任環境創造型農業専門員 主任技術専門員 主任工事検査専門員 主任青少年指導専門員 主任児童指導専門員 主任文化専門員 主任専門技術員 船長	隊長 不正軽油特別対策官 個人住民税特別対策官 子ども安全官 食品安全官 家畜安全官 主任広報専門員 職員健康相談員 主任技術専門員	室長 政策調整局長 ビジョン局長 県民生活局長 科学情報局長 参事 計画参事 住宅参事 観光監	政策部長 環境部長 まちづくり部長 局長 参事 福祉監
兵庫県民総合相談センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐	次長	所長	
兵庫陶芸美術館	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐	参事	副館長	館長
県民局又は県民センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐	参事	副局長 参事	局長 県民センター長 参事
室	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 地域再生専門官 青少年指導官 生活科学専門員 課長補佐	室長補佐 主任青少年指導官 主任生活科学専門員	室長 次長 参事	室長	

消費生活センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長生活科学専門員 課長補佐	室長補佐主任生活科学専門員	消費生活センター長			
消費生活創造センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長生活科学専門員 課長補佐	室長補佐主任生活科学専門員	消費生活創造センター長			
県税事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長室長 徴収専門員 課税調査専門員 軽油調査専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任徴収専門員 主任課税調査専門員 主任軽油調査専門員	所長 参事	所長		
健康福祉事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長室長 課長補佐 健康管理専門員 栄養指導専門員 地域保健専門員 食品安全専門官 監査指導専門員	副所長 所長補佐 主任健康管理専門員 主任栄養指導専門員 主任地域保健専門員 主任食品安全専門官 主任監査指導専門員	所長 参事 福祉室長			
但馬長寿の郷	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐	管理部長	但馬長寿の郷長		
農林(水産)振興事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 所長補佐 森林林業専門員 技術専門員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長 参事	所長		
農業改良普及センター	職員	職員	主任職員	普及主査	課長 課長補佐	所長 所長補佐	所長			
但馬水産事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長水産業専門技術員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
土地改良事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長技術専門員 土地改良施設専門員 土地改良管理専門員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長 参事	所長		
土地改良センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長技術専門員 土地改良施設専門員	所長 所長補佐	所長			

						員 土地改良 管理専門 員 課長補佐					
	六甲治山事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
	土木事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 技術専門 員 課長補佐	所長 副所長 所長補佐	所長 室長 参事	所長		
	尼崎港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
	姫路港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
	但馬空港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
	東京事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	次長	参事	所長	
	自治研修所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	次長		所長	
	職員健康管理センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐		所長		
	職員会館	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	館長 副館長 職員福利 センター 所長 課長補佐					
	兵庫県立大学附属高等学校	事務職員	事務職員	主任事務職員	主査	事務長 課長補佐	事務長	事務長			
	兵庫県立大学附属中学校	事務職員	事務職員	主任事務職員	主査	事務長 課長補佐	事務長	事務長			
	広域防災センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 防災教育 専門員 消防教育 専門員 課長補佐	消防学校 副校長 主幹 主任消防 教育専門 員 所長補佐	部長	センター 長 消防学校 長		
	県立健康生活科学研究所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐	部長	副研究所 長		
	健康科学研究センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐	副センター 長 部長	センター 長		
	生活科学総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 生活科学 専門員 課長補佐	所長補佐 主任生活 科学専門 員	副センター 長 部長	センター 長		
	保健所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 室長 課長補佐 健康管理 専門員 栄養指導 専門員 地域保健 専門員 食品安全	副所長 所長補佐 主任健康 管理専門 員 主任栄養 指導専門 員 主任地域 保健専門				

					専門官	員 主任食品 安全専門 官					
こども家庭センタ ー	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 児童福祉 専門員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長 参事	所長	所長		
女性家庭センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐		所長			
県立明石学園	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副園長 所長補佐	園長				
県立男女共同参画 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐		所長			
県立総合衛生学院	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	教務主任 課長補佐	部次長 所長補佐	部長	副学院長	学院長		
食肉衛生検査セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	食肉衛生 検査所長 副所長 所長補佐	食肉衛生 検査所長	所長			
動物愛護センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 動物管理 事務所長 支所長 所長補佐	所長				
県立身体障害者更 生相談所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 課長補佐	所長				
県立知的障害者更 生相談所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 課長補佐	所長				
精神保健福祉セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 精神保健 福祉専門 員 課長補佐 主幹	主任精神 保健福祉 専門員 所長補佐		次長			
県立工業技術セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	部次長 所長補佐	部長	次長			
県立ものづくり大 学校	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	部次長 副校長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	部長 姫路職業 能力開発 校長		校長		
県立但馬技術大学 校	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副校長 部次長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	部長 豊岡職業 能力開発 校長	校長 副大学校 長			
県立神戸高等技術 専門学院	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	学院長				
県立障害者高等技 術専門学院	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 職業教育 専門員 課長補佐	副学院長 主任職業 教育専門 員 所長補佐	学院長				
兵庫障害者職業能	職員	職員	主任	課長補佐	課長	副校長	校長				

力開発校			職員	主査	職業教育 専門員 課長補佐	主任職業 教育専門 員 所長補佐				
旅券事務所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 出張所長 課長補佐	副所長 所長補佐		所長		
県立農林水産技術 総合センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 専門技術 員 農業教育 専門員 課長補佐	同次長 副室長 主任専門 技術員 所長補佐	局長 部長 室長	次長 参事	所長	
農業大学校	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 農業教育 専門員 課長補佐	副校長 主任農業 教育専門 員	校長			
農業技術セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
北部農業技術 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
淡路農業技術 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
畜産技術セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
森林林業技術 センター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	部次長 課長 林業専門 技術員 課長補佐	副所長 部長 部次長 所長補佐				
水産技術セン ター	職員	職員	主任 職員	機関長 通信長 課長補佐 主査	船長 課長 漁業研修 館長 水産業専 門技術員 機関長 通信長 課長補佐	副所長 副場長 部長 内水面漁 業センタ ー所長 所長補佐 船長				
家畜保健衛生所	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
森林動物研究セン ター	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 森林動物 専門員	副部長 所長補佐 主任森林 動物専門 員	部長	次長	所長	
県立淡路景観園芸 学校	職員	職員	主任 職員	課長補佐 主査	課長 景観園芸 専門員 課長補佐	次長 所長補佐 主任景観 園芸専門 員 景観園芸 専門員	副校長 部長		校長	
議会事務局	書記	書記	主任 書記	主査	班長 主幹 政務調査 員 記録専門 員	副課長 班長	課長 室長 参事	次長	事務局長	
監査委員事務局	書記	書記	主任 書記	主査	班長 主幹	副課長 班長	課長	次長	事務局長	

選挙管理委員会	書記	書記	書記	書記		次長	書記長			
人事委員会事務局	事務職員	事務職員	主任事務職員	主査	班長 主幹	副課長 班長	課長 参事	次長	事務局長	
労働委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査	班長 主幹	副課長 班長	課長		事務局長	
収用委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査		班長	事務局長			
海区漁業調整委員会事務局	書記	書記	主任書記	主査		事務局長 班長	事務局長			
教育委員会事務局	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任事務職員 技術職員	主査	班長 主幹 管理主事 技術専門員	室長 副課長 班長 主任管理主事 主任技術専門員	課長 室長 参事	教育次長 参事		
教育委員会事務局 教育事務所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 管理主事 課長補佐	教育振興 室長 副所長 主幹 所長補佐 主任管理主事	所長 参事	所長		
県立特別支援教育センター	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
県立南但馬自然学校	事務職員	事務職員	主任事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副校長 所長補佐	副校長	校長		
県立但馬やまびこの郷	事務職員	事務職員	主任事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	副所長	所長		
県立教育研修所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	部長 所長補佐	部長 参事	所長		
県立美術館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	館長補佐	副館長	館長 副館長	
県立図書館	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任事務職員 技術職員	課長補佐 主査 司書	課長 調査専門員 司書 課長補佐	館長補佐 主任司書 主任調査専門員	次長 館長補佐	次長	館長	
県立歴史博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立人と自然の博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立コウノトリの郷公園	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副園長 所長補佐	副園長	園長		
県立考古博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 調査専門員	館長補佐 主任調査専門員	部長	副館長	館長	
県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任事務職員 技術職員	機関長 通信長 主査	事務長 船長 課長補佐	事務長 船長	事務長			

学校（兵庫県立大学附属高等学校又は兵庫県立大学附属中学校を除く。）					機関長 通信長					
警察本部	職員	職員	主任職員	主査	課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐 係長	次席 主幹 課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐	課長 参事			
神戸市警察部	職員	職員	主任職員		係長					
方面本部	職員	職員	主任職員		係長					
警察署	職員	職員	主任職員	主査	課長 係長	主幹				
警察学校	職員	職員	主任職員	主査	校長補佐 係長	副校長 主幹 校長補佐	参事			

備考

- 1 知事の内部部局の参事については、当分の間、特10級とすることができる。
- 2 会計管理者、兵庫陶芸美術館の副館長及び食肉衛生検査センターの所長の職務については、当分の間、10級とすることができる。
- 3 県立明石学園の園長、県立神戸高等技術専門学院の学院長及び県立淡路景観園芸学校の副校長の職務については、当分の間、9級とすることができる。
- 4 旅券事務所の所長の職務については、当分の間、8級とすることができる。
- 5 知事の内部部局の主幹については、当分の間、7級とすることができる。
- 6 知事の内部部局に置かれる係長の職務については、6級とする。
- 7 知事の内部部局の項から議会事務局の項まで、人事委員会事務局の項、教育委員会事務局の項から県立歴史博物館の項まで及び警察本部の項から警察学校の項までに規定する各組織に置かれる付の職務並びに県立学校に置かれる学校付の職務については、6級、7級、8級、9級又は10級とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条の2関係）

研究職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	1級	2級	3級	4級	5級
知事の内部部局	職員	研究員	主幹 上席研究員 主任研究員	研究主幹 主席研究員	研究参事
但馬水産事務所	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	主席研究員	
県立健康生活科学 研究所健康科学 研究センター	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	
県立工業技術セン ター	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	部長 部次長 室長 所長補佐 主席研究員	所長 次長 工業技術支援セン ター所長
県立農林水産技術 総合センター	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	室長 部長 副室長 研究主幹 主席研究員	次長 場長 室長 参事
農業技術センタ ー	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	部長 部次長 研究主幹 主席研究員	所長 病害虫防除所長 原種農場長
北部農業技術セン ター	職員	研究員	課長 上席研究員	部長 研究主幹	所長

			主任研究員	主席研究員	
淡路農業技術センター	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
畜産技術センター	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
森林林業技術センター	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
緑化センター	職員	研究員	次長 課長 上席研究員 主任研究員	所長 主席研究員	
水産技術センター	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
但馬水産美術センター	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	部長 研究主幹 主席研究員	所長
内水面漁業センター	職員	研究員	課長 上席研究員 主任研究員	研究主幹 主席研究員	
県立人と自然の博物館	技術職員	研究員	主任研究員	主任研究員	次長 部長 主任研究員
県立コウノトリの郷公園	技術職員	研究員	主任研究員	主任研究員	副園長 部長 主任研究員
警察本部刑事課科学捜査研究所	職員	研究員	科長 上席研究員 主任研究員	次長 主幹 科長 主席研究員	所長 参事

備考

- 1 知事の内部部局の項から県立農林水産技術総合センターの項までに規定する各組織に置かれる部長、部次長、室長及び主席研究員の職務については、当分の間、5級とすることができる。
- 2 この表に規定する各組織に置かれる付の職務については、3級、4級又は5級とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条の2関係）

医師・歯科医師職給料表級別職務区分表

組織名	職務の級	1級	2級	3級	4級
健康福祉事務所	職員		所長 副所長 課長 主査	所長 副所長 主幹 所長補佐	所長 参事
職員健康管理センター	職員		室長 職員診療所長 医長	所長 室長 職員診療所長 医長	所長 室長 職員診療所長
県立健康生活科学研究所				健康科学研究センター長	所長 健康科学研究センター長
保健所	職員		所長 副所長 課長 主査	所長 副所長 所長補佐	所長
県立身体障害者更生相談所				所長	所長

			参事	参事
精神保健福祉センター	職員	課長 主査	所長 副所長 参事 課長	所長
警察本部警務部厚生課	職員	医長	医長	参事

備考 この表に規定する各組織に置かれる付の職務については、2級、3級又は4級とする。

(職員の任用に関する実施規程の一部改正)

第2条 職員の任用に関する実施規程(昭和60年兵庫県人事委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項第1号ウ及びエ中「別表第7」を「別表第10」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程(平成7年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号ア中「第12項」を「第11項」に、「第26項」を「第25項」に、「第27項」を「第26項」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。